

新	旧
<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的) 第1条 <u>“地域の守り手”</u>である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事を実施する。</p> <p>(対象工事) 第2条 (略)</p> <p>(対象工事等) 第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和6年4月1日以降に契約する全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p><u>(1) 著しく施工期間が短い工事</u> <u>(2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事</u> <u>(3) 緊急の応急復旧工事</u></p> <p><u>2 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、別に定める「建築工事における週休2日制工事実施要領(以下「建築工事実施要領」という。)」により行う。ただし、建築工事実施要領第8条(2)に定める工事成績評価については、本要領第6条(2)イ及びハにより評価する。</u></p> <p>(形式) 第4条 (略)</p> <p>(取組内容) 第5条 取組内容は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的) 第1条 <u>”地域の守り手“</u>である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の完全週休2日制、週休2日制工事を実施する。</p> <p>(対象工事) 第2条 (略)</p> <p>(対象工事) 第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注工事で、令和5年10月1日以降に契約する全ての工事を対象とする(工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む)。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。</p> <p><u>(1) 公共建築工事費積算基準を適用する工事</u> <u>(2) 著しく施工期間が短い工事</u> <u>(3) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事</u> <u>(4) 緊急の応急復旧工事</u> <u>(5) 発注者が対象外とする作業を実施する期間が対象期間(第4条(1)イ及び第4条(2)イ)の大部分を占める工事</u></p> <p>(形式) 第4条 (略)</p> <p>(取組内容) 第5条 取組内容は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(4) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかを選択し、<u>当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）</u>に、休工の取得計画及び非対象期間が分かる<u>休工取得計画表を添付し提出</u>する。なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(取組証の発行) 第7条 前条の規定により工事成績評価において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。<u>なお、前条(2)に定める週休2日制工事については、月単位の週休2日達成状況を記載すること。</u>ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評価において評価した場合でも取組証は発行しない。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(4) 対象工事の受注者は、契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）のいずれかを選択し、<u>施工計画書を提出するまでに、休工の取得計画及び非対象期間が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。</u>なお、施工開始後の形式の変更はできないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(取組証の発行) 第7条 前条の規定により工事成績評価において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証（様式1）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、工事成績評価において評価した場合でも取組証は発行しない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(対象工事への変更)</u> 第9条 <u>第3条(1)又は(5)の理由で本要領の対象外とした工事に限り、契約後、受注者が対象工事に変更することを希望する場合は、変更協議を行い、対象工事とすることができる（ただし、このことによる工期延期は行わない）。なお、第3条(1)に該当する工事を対象工事とした場合は、第8条における補正率は、「建築工事における週休2日制促進工事試行要領 第5条(1)補正方法」に定められた補正率を使用する。</u></p> <p>附 則 この要領は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p>(略)</p>

新

旧

(参考2) 週休2日制工事

(参考2) 週休2日制工事

(□: 工事実施日)							休日取得率				
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	月単位	備考	
準備期間							—	—		施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2			
□	□	□	□	□	□	休工	1	1		発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
休工	□	□	□	□	□	休工	4	2	12	夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	7	1			
休工	□	□	□	□	□	休工	7	4			
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		雨天による振替休工は休工と認める。	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	1	—		
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2			
□	□	□	□	□	□	休工	—	—		施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	
取得率							47	15	—	休日取得率 = 31.9% ※2 (15日/47日)	
工事成績評価							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 評価対象				
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象				
月単位での週休2日							4週12休 ⇒ 月単位での週休2日達成 ※取組証の発行希望があった場合のみ確認				

(□: 工事実施日)							休日取得率				
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考		
準備期間							—	—		施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2			
□	□	□	□	□	□	休工	1	1		発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。	
休工	□	□	□	□	□	休工	4	2		夏季休暇は非対象期間とする。	
□	□	□	□	□	□	休工	7	1			
休工	□	□	□	□	□	休工	7	4			
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2		雨天による振替休工は休工と認める。	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	1			
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2			
□	□	□	□	□	□	休工	—	—		施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。	
取得率							47	15		休日取得率 = 31.9% ※2 (15日/47日)	
工事成績評価							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 評価対象				
経費の補正							休日取得率 = 31.9% > 28.5% ⇒ 4週8休以上として補正対象				

※1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
 ※2 少数第2位切り捨て

※1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
 ※2 少数第2位切り捨て

(様式1)

(様式1)

年 月 日

年 月 日

週休2日制工事取組証

週休2日制工事取組証

名称

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名		
最終契約金額 ※1	金	円
本工事の業種 ※2		
週休2日制の形式	<input type="checkbox"/>	完全週休2日制工事
	<input type="checkbox"/>	週休2日制工事
	<input checked="" type="checkbox"/>	月単位での週休2日 達成・未達成・対象外
引渡し年月日 ※3	年	月 日

工 事 名		
最終契約金額 ※1	金	円
本工事の業種 ※2		
週休2日制の形式	<input type="checkbox"/>	完全週休2日制工事
	<input checked="" type="checkbox"/>	週休2日制工事

該当する週休2日制の形式を選択し、週休2日制工事の場合は、月単位での達成状況を記入してください。  
 (対象期間が4週に満たない場合は対象外を選択)

該当する週休2日制の形式を選択してください。

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業 (PC工事除く)」と記載  
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業 (PC工事除く)」と記載  
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載

愛知県〇〇〇所長 印

愛知県〇〇〇所長 印

(様式1)参考

「月単位での週休2日」達成の基準について

・対象期間の開始日から4週を1期間とし、すべての期間で8休工日以上取得した場合、達成（ただし、1期間(4週間)に満たない週は評価の対象外とする。）



※1 要領第4条(1,2)イ(ハ,ニ)に定める非対象期間(夏季休暇、年末年始)は休工日としてカウントする。

※2 要領第4条(1,2)イ(ホ,チ,リ)に定める非対象期間により1週間に満たない週は、月単位の評価対象外とする

(追加)